

審査庁：釜石市長

諮問日：令和5年1月17日（令和5年（不服）諮問第4号）

答申日：令和5年4月11日（令和5年（不服）答申第4号）

事件名：補助金の受付停止取消し事件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本審査請求は却下されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、令和3年12月13日に釜石市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、審査請求人に対するふるさと寄附金の募集受付停止（以下「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。
- (2) 原処分は、ふるさと寄附金の受付を一方的に停止するという極めて重い決定をしている。処分庁は、変更の理由について、第三者である市の連携協定先の団体の決定のみを根拠としており、処分庁自身は調査を行っていなかった。そのため、原処分は、処分庁の意思決定を第三者の決定に依存しており、正常ではない。

### 第3 審査庁の説明の要旨

#### 1 本審査請求の経緯

- (1) 処分庁は、令和 2 年 1 2 月 2 4 日、審査請求人に対するふるさと寄附金の募集を開始した。
- (2) 処分庁は、令和 3 年 1 2 月 1 3 日、原処分をした。

## 2 審査庁としての考え方

- (1) 審査庁としては、審査請求人の構成員の 1 人が信用を失墜する行為を行ったため、市の連携協定先の団体から、今後、審査請求人との関係を持たないとの通知があったことから、疑念が晴れるまでの間、原処分を行うことにした。そのため、本審査請求を棄却するとの裁決を求める。

なお、寄附金の受付に関しては、特段の法令に基づくものではない。

- (2) 審理員としては、審査請求人は清算中の法人であるが、原処分を取り消すことが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 1 2 条に掲げる清算人の業務のいずれにも該当しないため、代表清算人の権限外行為である。また、ふるさと寄附金は補助金であるところ、補助金の交付は原則として私法上の贈与に類するものであるため、原処分は、行政不服審査法（以下「法」という。）第 2 条の「処分」に該当しない。そのため、本審査請求は却下とすることが相当である。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 1 月 1 7 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から審理員意見書、弁明書及び反論書を収受
- ③ 同年 2 月 8 日 審議
- ④ 同月 2 4 日 審理員から意見書及び資料を収受
- ⑤ 同年 3 月 7 日 処分庁から回答書を収受
- ⑥ 同月 2 2 日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 原処分について

審理員としては、原処分が、法第2条の「処分」に該当しないとするため、この点について判断をする。

### 2 処分該当性

(1) 法第2条の「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいい（法第1条第2項）、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

(2) 原処分についてみると、釜石ふるさと寄附金自体は、特段の法令に基づくものではない。

そのため、原処分は、公権力の主体たる公共団体が直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない。したがって、原処分は、法第2条の「処分」には該当しない。

### 3 結論

以上のことから、原処分は、法第2条の「処分」には該当しないため、本審査請求は却下すべきであると判断した。

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

会長 細川 恵喜

委員 小井土 祥子

委員 猪又 信幸

委員 佐々木 八重子